４　国の留保からの配分について

国の留保分については、次の⑴から⑷までに定めるところにより配分する。

管理年度の８月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第４の４の⑴のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

⑴～⑷　（略）

５　適用除外

令和８管理年度においては、４の規定は適用しない。

６　漁獲可能期間終了に伴う大臣管理漁獲可能量の変更について

第５の４のするめいか小型するめいか釣り漁業（４月から同年11月まで）において、第５の４⑴③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、当該未利用分の数量を速やかに第５の５のするめいか小型するめいか釣り漁業（12月から翌年３月まで）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第７～第９　（略）

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１・２　（略）

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　（略）

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば及びごまさば対馬暖流系について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第１の２⑷②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

①　当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③　漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、次の⑴から⑷までに定めるところにより配分する。

管理年度の８月末日までに国の留保から配分する数量の総計の上限は、当該管理年度における当初の国の留保の数量の半分とする（第４の４の⑴のただし書に基づき漁獲可能量の変更を行った場合にあっては、当該上限は適用しない。）。

ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合には、この限りでない。

⑴～⑷　（略）

（新設）

（新設）

第７～第９　（略）

（別紙２―16　まさば及びごまさば対馬暖流系群）

第１～第３　（略）

第４　漁獲シナリオ

１・２　（略）

３　漁獲可能量の算定方法

⑴　（略）

⑵　管理年度途中の漁獲可能量の調整について

令和６管理年度における暫定的な措置として、まさば及びごまさば対馬暖流系について、本則第１の２⑷②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。

①　令和６年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量と令和６管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和６管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

②　令和７管理年度の漁獲可能量は、⑴の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

③　令和６管理年度の漁獲実績が、令和７年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和７管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、当該上回った数量を令和７管理年度の漁獲可能量から差し引く。